

様式第2号(第8条関係)

申請に対する処分一覧表(行政手続条例適用処分)

整理番号	根拠条例等	根拠条項	許認可等の種類	処理機関(所管課)		備考
				審査基準	標準処理期間	
01-01-01	個人情報の保護に関する法律	76条～89条	個人情報の開示決定	○	14日以内	
01-01-02	個人情報の保護に関する法律	90条～97条	個人情報の訂正決定	○	30日以内	
01-01-03	個人情報の保護に関する法律	98条～103条	個人情報の利用停止決定	○	30日以内	
01-01-04	沼田市情報公開条例	第10条	公文書の開示決定	△	14日以内	

注1 「整理番号」欄は、処理機関が適宜記入すること。

2 根拠条例等ごとに根拠条項順に記載すること。

3 「審査基準」欄は、審査基準を設定している場合は「○」を、条例等の定めで十分であり審査基準を策定する必要がない場合は「△」を、審査基準未設定の場合は「×」を記載すること。

4 「標準処理期間」欄は、「○日」、「○週」等により記載すること。標準処理期間未設定の場合は、空欄とすること。

5 行政上特別の支障があるため審査基準を公にできない場合は、備考欄に「非公開」と記載すること。